

「非課税口座約款」新旧対照表

アンダーラインは変更箇所

改 定 後	改 定 前
<p>1. (略)</p> <p>2. 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日（当金庫の営業所等に掲示）までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項および第 19 項に基づき「<u>削除</u> 非課税口座開設届出書」(既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」および「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 24 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定もしくは累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p><u>削除</u></p> <p>(2) <u>非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当金庫および証券会社もしくは他の金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。</u></p> <p>(3) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」をご提出いただくものとします。</p> <p>(4) 当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫は申込者に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 申込者が当金庫の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が別途定める日（当金庫の営業所等に掲示）までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 6 項および第 24 項に基づき「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」、「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」(既に当金庫に非課税口座を開設しており、2018 年分以後の勘定設定期間に係る「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」を証券会社もしくは他の金融機関に提出していない場合には限ります。),「<u>非課税口座開設届出書</u>」および「<u>非課税適用確認書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」もしくは「<u>勘定廃止通知書</u>」(既に当金庫に非課税口座を開設している場合には、「<u>非課税適用確認書</u>」、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」または「<u>勘定廃止通知書</u>」)または「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 21 項において準用する租税特別措置法(追加)第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 24 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開設年」といいます。）または非課税管理勘定もしくは累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p><u>なお、当金庫では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当金庫にて保管いたします。</u></p> <p>(2) 「<u>非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書</u>」、「<u>非課税適用確認書の交付申請書</u>」または「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」について、同一の勘定設定期間に当金庫または証券会社もしくは他の金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>(3) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項に規定する「非課税口座廃止届出書」をご提出いただくものとします。</p> <p>(4) 当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫は申込者に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 8 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 申込者が当金庫の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘</p>

改 定 後	改 定 前
<p>証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に<u>株式投資信託受益権（租税特別措置法第37条の14第1項で規定する「非課税口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下「投資信託」といいます。）</u>の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>(6) 当金庫は、「<u>金融商品取引業者等変更届出書</u>」を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定または累積投資勘定を廃止し、申込者に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(7) 申込者が当金庫に対して (削除)「非課税口座 (削除)開設届出書」をご提出され、当金庫において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。</u></p> <p>① <u>(削除) 非課税口座に該当しないこととなった口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱います。ただし、申込者が当金庫に特定口座を開設されている場合には、その後、速やかに特定口座への移管を行うことといたします。</u></p> <p>② <u>(削除) 非課税口座に該当しないこととなった口座で行っていた取引により分配金の支払いがあり、当該分配金が一般口座での取引においては課税の対象であった場合には、当該分配金に対して徴収すべきであった源泉徴収税および特別徴収税については、投信取引約款に基づき指定した指定預金口座より申込者からの申し出を受けることなく引き落とさせていただきます。その際、普通預金払戻請求書等の提出はいただきません。</u></p> <p>③ <u>(削除) 非課税口座に該当しないこととなった口座を利用した定時定額購入取引に係る契約の申込みがあった場合には、申込者からの申し出を受けることなく中止の依頼があったものとさせていただきます。</u></p> <p>3. 非課税管理勘定の設定</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる<u>投資信託</u>の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。<u>以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。</u>）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、<u>(削除) 勘定設定期間内の各年</u>においてのみ設け</p>	<p>定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に<u>上場株式等</u>の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>(6) 当金庫は、<u>当該変更届出書</u>を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、申込者に租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p><u>(7) 2017年10月1日時点で当金庫に開設した非課税口座に2017年分の非課税管理勘定が設けられており、当金庫に個人番号の告知を行っている申込者のうち、同日前に当金庫に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかった申込者につきましては、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、上記(1)の規定を適用します。</u></p> <p><u>(8) 申込者が当金庫に対して(1)の規定により「非課税口座簡易開設届出書」をご提出され、非課税口座を開設いただいた場合、事後的に当金庫より所轄税務署長へ非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等の提供を行います。その結果、所轄税務署長から当金庫に対して、「非課税口座簡易開設届出書を受理することができないものおよび提出をすることができないものに該当する旨」等の連絡があった場合には、当該非課税口座の開設はなかったものとして、以下の各号の規定により取り扱います。</u></p> <p>① <u>なかったものとされた非課税口座内で行われた取引がある場合には、(追加) 一般口座での取引として取り扱います。(追加)</u></p> <p>② <u>なかったものとされた非課税口座内で行われた取引により分配金の支払いがあり、当該分配金が一般口座での取引においては課税の対象であった場合には、当該分配金に対して徴収すべきであった源泉徴収税および特別徴収税については、投信取引約款に基づき指定した指定預金口座より申込者からの申し出を受けることなく引き落とさせていただきます。その際、普通預金払戻請求書等の提出はいただきません。</u></p> <p>③ <u>なかったものとされた非課税口座(追加)を利用した定時定額購入取引に係る契約の申込みがあった場合には、申込者からの申し出を受けることなく中止の依頼があったものとさせていただきます。</u></p> <p>3. 非課税管理勘定の設定</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる<u>投資信託株式投資信託受益権（租税特別措置法第37条の14第1項で規定する「非課税口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下「投資信託」といいます。）</u>の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が</p>

改 定 後	改 定 前
<p>られます。</p> <p>(2) 上記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「<u>非課税口座開設届出書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。</p> <p>3の2. 累積投資勘定の設定</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から20<u>42</u>年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。<u>以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。</u>)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、<u>(削除)</u> 勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>(2) 上記(1)の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「<u>非課税口座開設届出書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託(当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした<u>投資信託</u>で、以下の①、②に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>① 上記3.(2)に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れる次に掲げる投資信託の取得対価の額(下記イ.の場合、購入した投資信託については、その購入の代価の額をいい、下記ロ.の移管により受け入れる投資信託については、その移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円(②により受け入れる投資信託がある場合には、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの<u>(削除)</u></p> <p>イ. 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に申込者</p>	<p>設けられる年を除きます。<u>(追加)</u>に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、<u>上記2.(1)の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間(追加)</u>においてのみ設けられます。</p> <p>(2) 上記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「<u>非課税適用確認書</u>」または「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。</p> <p>3の2. 累積投資勘定の設定</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から20<u>37</u>年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。<u>(追加)</u>に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、<u>上記2.(1)の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または「非課税口座簡易開設届出書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間(追加)</u>においてのみ設けられます。</p> <p>(2) 上記(1)の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「<u>非課税適用確認書</u>」または「<u>非課税口座簡易開設届出書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託(当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした<u>上場株式等</u>で、以下の①、②に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>① 上記3.(2)に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れる次に掲げる投資信託の取得対価の額(<u>(追加)</u>イ.の場合、購入した投資信託については、その購入の代価の額をいい、下記ロ.の移管により受け入れる投資信託については、その移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円(②により受け入れる投資信託がある場合には、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの<u>のみ受け入れます。</u></p> <p>イ. 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に申込者</p>

改 定 後	改 定 前
<p>が当金庫で募集または買付の申込みにより取得し、その取得後直ちに非課税口座へ受け入れられるもの <u>(削除)</u></p> <p>ロ. 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定をいいます。<u>以下、この条において同じ。</u>）から、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項第 1 号の規定に基づき移管がされる投資信託（下記②に掲げるものを除きます。）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 11 項により読み替えて準用する同条第 10 項第 1 号の規定に基づき、<u>(削除)</u> 他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日に、<u>当該他年分非課税管理勘定から</u>同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる投資信託</p> <p>③ (略)</p> <p>5 の 2. 累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、原則として、申込者が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる投資信託（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号ロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）に限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした <u>投資信託</u> で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>① (略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <u>24</u> 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 <u>11</u> 号に規定する投資信託</p> <p>6. ～7. (略)</p> <p>8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <u>24</u> 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 <u>11</u> 号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項第 1 号、第 4 号および第 <u>11</u> 号に規定する事由により取得する投資信託で、累積投資勘定に受け入れなかったものであって、(略)</p> <p>9. 非課税管理勘定終了時の取扱い</p> <p>(1) 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了いたします（上記 2. (6) <u>または租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項の規定</u>により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>が当金庫で募集または買付の申込みにより取得し、その取得後直ちに非課税口座へ受け入れられるもの。</p> <p>ロ. 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定をいいます。<u>(追加)</u>）から、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項第 1 号の規定に基づき移管がされる投資信託（下記②に掲げるものを除きます。）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 11 項により読み替えて準用する同条第 10 項第 1 号の規定に基づき、<u>他年分非課税管理勘定から当該</u>他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日に、<u>(追加)</u> 同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる投資信託</p> <p>③ (略)</p> <p>5 の 2. 累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲</p> <p>当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、原則として、申込者が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる投資信託（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 2 号ロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）に限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした <u>上場株式等</u> で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>① (略)</p> <p>② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <u>22</u> 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 <u>10</u> 号に規定する投資信託</p> <p>6. ～7. (略)</p> <p>8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <u>22</u> 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 <u>10</u> 号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。）を行った場合（同項第 1 号、第 4 号および第 <u>10</u> 号に規定する事由により取得する投資信託で、累積投資勘定に受け入れなかったものであって、(略)</p> <p>9. 非課税管理勘定終了時の取扱い</p> <p>(1) 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了いたします（上記 2. (6) <u>(追加)</u> により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。</p> <p>(2) (略)</p>

改 定 後	改 定 前
<p>9の2. 累積投資勘定終了時の取扱い</p> <p>(1) 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は、当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(上記2.(6) <u>または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定</u>により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>10. 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認</p> <p>(1) 当金庫は、申込者から提出を受けた上記2.(1)の「非課税口座開設届出書」<u>(削除)</u>(「非課税口座開設届出書」<u>(削除)</u>の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録がされている申込者の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(申込者が初めて非課税口座に累積投資勘定を設け <u>(削除)</u> た日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内に申込者から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「非課税口座帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>① (略)</p> <p>② 当金庫から申込者に対して書類を郵送し、当該書類に申込者が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当金庫に対して提出された場合 申込者が当該書類に記載 <u>した</u>氏名および住所</p> <p>(2) (略)</p> <p>11. 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き</p> <p>(1) 申込者が、当金庫に開設 <u>した</u>非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようと <u>する</u>場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当金庫に対して「非課税口座異動届出書(勘定変更用)」を提出していただく必要があります。</p> <p>(2) 申込者が、当金庫に開設 <u>した</u>非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようと <u>する</u>場合には、当金庫が別途定める日(当金庫の営業所等に掲示)までに、当金庫に対して「非課税口座異動届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。<u>なお、当該異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に投資信託の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該異動届出書を受理することができません。</u></p> <p>(3) 2024年1月1日以後、申込者が当金庫に開設 <u>した</u>非課税口座(当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限りです。)に累積投資勘定を設定することを希望 <u>する</u>場合には、当金庫に対して「非課税口座異動届出書(勘定変更用)」を提出していただく必要があります。</p> <p>12. 届出事項の変更</p> <p><u>「非課税口座開設届出書」</u>の提出後に、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更</p>	<p>9の2. 累積投資勘定終了時の取扱い</p> <p>(1) 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は、当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(上記2.(6) <u>(追加)</u>により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>10. 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認</p> <p>(1) 当金庫は、申込者から提出を受けた上記2.(1)の「非課税口座開設届出書」<u>または「非課税口座簡易開設届出書」</u>(「非課税口座開設届出書」<u>または「非課税口座簡易開設届出書」</u>の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録がされている申込者の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(申込者が初めて非課税口座に累積投資勘定を設け <u>られた</u>日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内に申込者から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「非課税口座帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>① (略)</p> <p>② 当金庫から申込者に対して書類を郵送し、当該書類に申込者が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当金庫に対して提出された場合 申込者が当該書類に記載 <u>された</u>氏名および住所</p> <p>(2) (略)</p> <p>11. 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き</p> <p>(1) 申込者が、当金庫に開設 <u>された</u>非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようと <u>される</u>場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当金庫に対して「非課税口座異動届出書(勘定変更用)」を提出していただく必要があります。</p> <p>(2) 申込者が、当金庫に開設 <u>された</u>非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようと <u>される</u>場合には、当金庫が別途定める日(当金庫の営業所等に掲示)までに、当金庫に対して「非課税口座異動届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。<u>(追加)</u></p> <p>(3) 2024年1月1日以後、申込者が当金庫に開設 <u>された</u>非課税口座(当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限りです。)に累積投資勘定を設定することを希望 <u>される</u>場合には、当金庫に対して「非課税口座異動届出書(勘定変更用)」を提出していただく必要があります。</p> <p>12. 届出事項の変更</p> <p><u>非課税口座開設届出書</u>の提出後に、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があ</p>

改 定 後	改 定 前
<p>があったときは、租税特別措置法その他関係法令の規定により遅滞なく「<u>非課税口座異動届出書</u>」を当金庫にご提出いただくものとします。</p> <p>13. 契約の終了 次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。</p> <p>① 申込者が当金庫に対して「<u>非課税口座廃止届出書</u>」を提出した場合 当該提出日</p> <p>② 申込者が当金庫に対して「<u>非課税口座継続適用届出書</u>」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の最終営業日までに「<u>非課税口座帰国届出書</u>」の提出をしなかった場合 「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の最終営業日）</p> <p>③ 申込者が当金庫に対して「<u>出国届出書</u>」を提出した場合 出国日</p> <p>④ 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「<u>非課税口座継続適用届出書</u>」を提出した場合を除く） 「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ 申込者の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、「<u>非課税口座開設者死亡届出書</u>」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑥ （略）</p> <p>14. ～16.（略）</p> <p style="text-align: right;">以上 (<u>2021年 4月改定</u>)</p>	<p>ったときは、租税特別措置法その他関係法令の規定により遅滞なく「<u>非課税口座異動届出書</u>」を当金庫にご提出いただくものとします。</p> <p>13. 契約の終了 次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。</p> <p>① 申込者が当金庫に対して「<u>非課税口座廃止届出書</u>」を提出した場合 当該提出日</p> <p>② 申込者が当金庫に対して「<u>非課税口座継続適用届出書</u>」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の最終営業日までに「<u>非課税口座帰国届出書</u>」の提出をしなかった場合 「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の最終営業日）</p> <p>③ 申込者が当金庫に対して「<u>出国届出書</u>」を提出した場合 出国日</p> <p>④ 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「<u>非課税口座継続適用届出書</u>」を提出した場合を除く） 「<u>非課税口座廃止届出書</u>」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ 申込者の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、「<u>非課税口座開設者死亡届出書</u>」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</p> <p>⑥ （略）</p> <p>14. ～16.（略）</p> <p style="text-align: right;">以上 (<u>2020年 4月改定</u>)</p>